

虐待防止のための指針

社会福祉法人進和学園

1 虐待防止に関する基本的な考え方

法人及び各施設・事業所は、法人理念「本人中心」の下で、「しんわ基本宣言」、「しんわ職員行動規範」に基づき、利用者ご本人の尊厳、人格、権利利益を守ります。虐待は人権侵害とともに犯罪行為という認識を持ち、虐待の防止と早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為については一切行いません。

- ①**身体的虐待**；利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②**性的虐待**；利用者に猥褻な行為をすること、又は猥褻な行為をさせること。
- ③**心理的虐待**；利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④**放棄・放置**；利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③に掲げる行為と同様の行為の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤**経済的虐待**；利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止のための体制

法人及び各施設・事業所は、「虐待防止対応規程」に基づき、法人及び各施設・事業所に人権・虐待防止委員会を設置し、適正な手続きを経て取組みます。

3 虐待防止のための職員研修

法人及び各施設・事業所は、虐待の防止及び人権擁護を徹底するために年1回以上の人権研修及び事業所内での定期的な虐待防止についての研修を行います。また新採用、中途採用職員を対象とした人権に関する研修は必須とし、速やかに実施します。その他職員教育として必要な研修への参加を計画的に推進します。

4 虐待の報告方法等の方策

利用者ご本人及び保護者、職員から虐待の通報があるときは、「虐待防止規定」に基づき対応します。また法人職員は虐待を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき市区町村に通報する義務があります。同時に虐待防止マネージャーに通報します。

5 虐待発生時の対応

虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告します。虐待防止責任者は虐待の要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、職員の虐待が明らかになった際には厳正に対処します。また緊急性の高い事案の場合には、虐待は犯罪行為という観点から市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 利用者ご本人等による本指針の閲覧

法人及び各施設・事業所は、この指針について、ご本人、ご家族、後見人からの求めがあれば閲覧に応じます。この指針は事業所内に掲示するとともに、進和学園ホームページに掲載します。

7 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

以上